



Japan

基本取引規約

テュフズードジャパン株式会社

1. 総則

1.1 テュフズードジャパン株式会社（以下「TSJ」という。）は、試験、検査、評価、認証、コンサルティングサービス、トレーニング及びこれらに付帯関連するサービスを提供するものとします。

1.2 上記のサービスをご依頼いただく際には、このTSJの基本取引規約及びテュフズード試験認証規約、また、認証を申請しているテュフズードの認証機関が定める規則と規定、及びそれぞれのご依頼分野での価格表を含むTSJの関連諸規定についてご了承いただきます。本規約は、TSJとおお客様の契約関係を拘束します。これと異なる取引規約を個々のおお客様に対して承認することは原則としてできません。ただし、TSJの従業員またはTSJが業務を公式に委託した専門家によってなされた付帯的な合意、許諾、その他の言明が行われた場合で、TSJが書面にて明示的に確認したものである場合にはこれが拘束力を持つものとみなされます。

2. 契約の履行

2.1 TSJが受注した業務は、書面で異なる取り決めがなされていない限り、TSJで通常行われている処理方法に従って遂行されます。書面で別段の取り決めがなされていない限り、TSJはそのサービスの基となるプログラム並びに規定自体の安全性及び正確性に関する責任を負いません。

2.2 TSJとおお客様との契約は、TSJが発行する見積書または注文書にお客様（担当者を含む。）が規定の場所に署名し、TSJに送付（郵送、FAX、電子メール等方法を問わず、また、原本・写しの別も問いません。）し、同見積書等がTSJに到達した時点で契約が成立するものとします。

2.3 TSJが遂行する契約業務の範囲は、受注時に書面で確定されます。契約をしかるべく履行するために受注時に確定した業務の範囲の変更または拡大が必要であると判明した場合は、別途、書面にて合意するものとします。合意の方法は前項の規定に準じます。当該変更または拡大によって契約を継続することができないと予測される場合は、お客様は契約を解除する権利を有します。ただしこの場合も、TSJはその時までに行ったサービスの割合に応じた報酬の分割請求、及び、その時までに必要なとなった経費の請求をすることができます。

2.4 以下の時点をもって、TSJのサービスの提供は完了したものとみなされます。

- マネジメントシステムにおいて、監査報告書がお客様のために提供されたとき。
- 最終報告書あるいは専門家意見書が作成されたとき、また、（該当する場合には）モビリティ、インダストリ、マネジメントシステム、プロダクトセイフティにおける認証が発行されたとき。
- セミナー、研修、設定されたミーティングがそれぞれ実施されたとき。
- EMC、テレコム、プロダクトセイフティ、エバリュエーション、リライアビリティの個別の契約条件に従った試験データ、報告書、あるいは専門家の見解が作成されたとき。

3. 履行期限、履行遅滞、履行不能

3.1 TSJが提示した契約履行期限は、書面において合意された場合にのみ拘束力を有します。TSJとおお客様との間で納期の見直し・変更に関する合意条件がある場合には、この条件が適用されます。

3.2 TSJが責を負うべき理由によって、拘束力のある履行期限を徒過し、それによって契約上の義務の不履行となった場合、お客様は、TSJに対して、契約の履行遅滞によって生じた損害の賠償を請求することができます。ただし、責任の範囲については第5条の規定が適用されます。

3.3 契約が履行遅滞となった場合、お客様が契約履行のための合理的な猶予期間を設けたにもかかわらずTSJがこの猶予期間の期限を守らなかった場合、または契約が履行不能であることが明らかになった場合、お客様は契約を解除することができます。また、お客様の変更・要求にTSJとして対応することができないとTSJが判断した場合、TSJは契約を解除することができます。

4. 保証

4.1 TSJが付与した品質保証は、第2条2.3項で合意されたサービスのみ適用されます。

TSJの保証は、検査または試験された部品がその一部を構成している当該設備全体の正常な稼働や全体の機能に関して保証するものではありません。特にTSJは、受注事項として明示されていない限り、検査の対象となるプラントの設計、資材の選択、建設に対して責任を負いません。同様に、後者の場合は、製造者の保証あるいは法的責任が制限されたり、承継されることはありません。

4.2 TSJが付与する品質保証は、原則として、適切な期限内に完了する範囲のサービスに限定されます。

4.3 本品質保証期間は、危険負担の移転後、すなわちサービスの提供完了後1年間とします。本品質保証に基づく作業が実施されたものの、かかる作業が失敗に終わった場合、すなわち、当該作業がお客様にとって対応不能であったり、受け入れられないものであった場合、または当該履行をTSJが正当な理由なく拒否したり、遅滞した場合、お客様は料金の減額、または契約の解除のいずれかを行う権利を有します。

5. 責任

5.1 TSJ及びTSグループ（以下「テュフズード」という。）はその行為が故意もしくは重過失または過失による重要な契約上の義務違反の場合にのみ責任を負います。損害賠償責任は、通常、直接かつ現実の損害のみに限定され、特別損害及び間接損害に対する賠償を含みません。また、重要な契約上の義務違反の場合には、その損害がテュフズードの行為によるものでありかつ契約時に予見可能なものについてのみ責任を負います。

5.2 前項のテュフズードの過失による重要な契約上の義務違反に対する損害賠償については、それぞれの申し立てにつき、以下の各金額が、テュフズードの責任の上限となります。

- ・ 財産（動産・不動産のみ）上の損害について 1億円
- ・ その他の財産上の損失について 2,500万円

5.3 テュフズードは重要ではない契約上の義務違反によって生じた損害に対しては、過失による場合であっても、いかなる責任も負いません。

5.4 「重要な契約上の義務」とは、当該契約においてその内容と目的に鑑みてお客様に対して特に授与されていると判断される本質的なものであり、かつお客様の法的利益を守るものをいいます。さらにそのような契約上の義務は契約の適正な履行にとって不可欠であると通常顧客が信頼し、または信頼しようと慣習上判断されるものです。この重要な契約上の義務は、見積書及び注文書に明示された業務に対するTSJの義務と同一です。

5.5 第5条5.1項乃至5.3項で規定されている損害賠償責任の免除及び制限は、人体に対する生命または身体上の損害に対しては適用されません。

5.6 当該契約上の請求をする場合は遅滞なく文書にてTSJに、その潜在的損害について報告しなければなりません。

5.7 テュフズードに対する損害賠償請求が免責もしくは制限された場合においては、それらの免責もしくは制限は、法令上の機関、専門家、あらゆる従業員、代行エージェントまたは他のテュフズードの補助者にも適用されます。

5.8 本条における損害賠償請求期間は、第2条2.4項におけるTSJの契約のサービス提供が完了したときから1年間とします。

5.9 本条の規定にかかわらず、お客様は直接損害・間接損害を問わず標準的な保険に加入しなければなりません。

6. 支払条件及び料金

6.1 固定料金またはその他の算定基準が明示的に取り決められている場合を除き、履行されたサービスの料金は、工程表に記載されている料金または契約締結時に有効であった料金体系に従って請求されます。有効な工程表ないし料金体系が存在しない場合は、その都度、状況に応じて契約条件の取り決めが行われるものとします。

6.2 TSJは、合理的な前金の請求や、その時までに行ったサービスの割合に応じた報酬の分割請求、及び、その時までに必要な経費の請求をすることができます。分割請求は、契約締結時に見積書または注文書にその旨が明示されている必要はありません。また、分割請求書の送付及び受領は、契約した業務の完了や業務に対するTSJのすべての請求がなされていることを意味するものではありません。

6.3 前項の規定に従って請求された料金、またはサービスの受領後の最終的な請求書は、別途合意されている場合を除き、請求から30日以内にお支払いいただきます。お客様側で、未払いの請求書に対する支払いに遅滞を生じさせた場合、TSJはお客様に対し、当該遅延期間につき、年14%の遅延損害金を請求する権利を有するものとします。支払日があらかじめ特定されていない場合、お客様は遅くとも、請求書を受領してから30日が経過した時点で、支払遅延となったものとみなされます。特定の支払日が暦日ベースで決められている場合は、お客様はその支払期限が経過した時点で、支払遅延となったものとみなされます。

6.4 支払遅延となった場合、お客様は、TSJの請求によらず、他契約に関する債務も含めすべての債務について当然に期限の利益を喪失するものとし、元金に対する期限の利益を喪失した翌日

から支払済みまでの前項の定めに従った遅延損害金を付して、直ちに支払わなければならないものとします。

6.5 料金には、その時点において有効な消費税が加算されます。消費税額は請求書上に別途記載されます。

6.6 TSJの請求書に対するいかなる異議の申し立ては、請求書の受領から14日の不変期間内に、書面をもって通知し、かつその論拠を示していただく必要があります。かかる異議申し立てが上記の期限内に行われなかった場合、お客様は当該請求書を承認したものとみなされます。

7. 契約の解除

7.1 お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合、TSJは何らの催告等を要さず、直ちに契約を解除できるものとします。なお、その場合であっても、TSJはその時までに行ったサービスの割合に応じた報酬の分割請求、及びその時までに必要なとなった経費の請求をすることができます。また、TSJは、当該解除によりTSJが被った損害の一切の賠償を請求できるものとします。

- ① 本規約に違反したとき。
- ② 第6条6.3項で規定する支払遅延となったとき。
- ③ 差押等の強制執行、仮差押、仮処分等の保全処分、公租公課の滞納処分を受け、または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立てられ、もしくは自らこれらを申立てたとき。
- ④ 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- ⑤ 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当な事由があるとき。
- ⑥ その他前各号に準ずる事態が生じ、TSJにおいて契約を維持しがたいと判断したとき。

8. コンプライアンス及び反社会的勢力の排除

8.1 お客様は<https://www.tuev-sued.de/company/tuev-sued-group/code-of-ethics>で入手可能なテュフズードの倫理規定であるCode of Ethicsを認識されているものとします。

8.2 お客様は、お客様の従業員全員が、適用される法律を遵守し、専門的活動において違法な行為を行わないように必要な手段を講じることを保証します。お客様は、TSJに対し、お客様及びその従業員が、本契約に関連して賄賂を構成するような行為を行うこと、または将来的にそのような行為を行うことがないことを表明します。また、お客様は、TSJに対し、詐欺的犯罪行為、トラスト違反、倒産法（破産法・民事再生法）で規制されている犯罪行為、不正競争防止法で規制されている犯罪行為、あるいは不当な便宜を図ること、賄賂を贈るような行為を一切行わないことを表明します。

8.3 TSJ及びお客様は、自らの代表者、役員、実質的に経営を支配する者、従業員、アルバイトなどの関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではなく、また、反社会的勢力ではなくなったときから5年を経過しない者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

8.4 TSJ及びお客様は、前項に該当するか否かを判定するための調査が必要と判断した場合、それぞれの求めに応じてその調



Japan

査に協力し、それぞれが必要とする資料を提出しなければなりません。

8.5 TSJは、お客様が反社会的勢力に属すると判明した場合、またはお客様の帰責事由に基づく本条項違反の場合、催告その他の手続を要することなく、ただちにお客様に対するすべての債権の期限の利益を喪失させ、債権全額を一時に請求することができます。またこの場合、TSJは、お客様に対して負う自己の債務の履行を要せず、何らの通知・催告を要することなく全ての契約を解除することができます。さらに、TSJがお客様が本条での表明に違反されたことが原因で第三者から責任を追及された場合、お客様は、それらの請求によってTSJが被った損害を一切賠償しなければなりません。さらにお客様は、TSJがこのような第三者からの請求に関連して支払った損害の一切を弁済することに同意されていることとします。
なお、本条による解除によりお客様に損害が生じた場合でも、TSJはその損害を賠償する責を負わないものとします。

9. 機密保持、著作権、データ情報の保護

9.1 TSJは、閲覧のために提出された受注業務の遂行のために必要とする重要書類の複製をし、ファイルに収容する権利を有します。

9.2 受注業務の遂行の過程で著作権法の保護の対象となる専門家の意見書、試験結果、計算書及びこれに類するものが作成される場合、TSJは、契約上前提とされる目的に鑑み、必要と判断される限りにおいて、それらを使用（加工・複製等を許さず、著作物の単純な使用に限る。）する単一の譲渡不可な権利をお客様に対して付与するものとします。
その他の権利について付与されることはありません。特に、お客様は専門家の意見書、試験結果、計算書及びそれに類するものを改変（加工）したり、またそれらを自らの経営活動の範囲外で利用する権利を有しません。

9.3 TSJ、その従業員、及びTSJから支援を求められた熟練エンジニアは、許可なく、お客様から受領した秘密情報を開示または利用しません。「秘密情報」とは、TSJがお客様から受領した情報であって、「秘密」である旨が明示された情報をいいます。

9.4 TSJは、業務目的でのみ個人データをテュフズード内で処理及び利用することができます。またTSJは、その活動において個人データを利用することができますが、個人情報保護法のデータの安全性に関する要件と同等のレベルで、データとデータ処理の安全性を確保するための技術上、組織上の様々な措置を講じます。

10. 裁判管轄地、適用法

10.1 TSJとお客様との契約に関する第一審における専属的合意裁判所は東京地方裁判所とします。

10.2 契約関係及び契約関係から生じるすべての法律関係は、国内の契約当事者間で適用される日本国の法律のみの適用を受けるものとし、国際物品売買に関する国連条約(CISG)の適用は排除されます。